

長野商工会議所の共済制度／福祉制度のご案内

アクサ生命は、商工会議所と協力し、会員事業所の各種ニーズ（弔慰金・見舞金制度、退職金制度、リスク対策や事業承継など）を共済制度／福祉制度でサポートしています。
また、経営者・従業員のみならず個人の自助努力による医療保障、生活保障、財産形成などのニーズにお応えする各種プランもご用意しています。
貴事業所でも、ぜひ商工会議所の共済制度／福祉制度の活用をご検討ください。

制度名／保険種類	制度／保険種類の特長	税務上のお取り扱い
生命共済制度 [定期保険（団体型）] + [商工会議所自家給付制度]	役員および従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。 ●役員および従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。 ●病気・災害による死亡から事故による入院まで、業務上・業務外を問わず24時間保障されます。 ●医師による診査は不要です。（告知のみでお申込みいただけます。）	●法人が役員・従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。（法人税基本通達9-3-5） ●個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入できます。（昭和47年2月14日付直審3-8）
特定退職金共済制度 [新企業年金保険]	従業員の退職金準備にご活用いただけます。 ●毎月、定額の掛金を支払うことで、将来支払う退職金を計画的に準備できます。 ●法律で定められた退職金支払いのための保全措置が講じられます。（賃金の支払いの確保等に関する法律 昭和51年法律第34号） ●退職金制度の確立は従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます。	●法人が従業員のために負担した掛金は、全額損金に算入できます。（法人税法施行令第135条） ●個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入できます。（所得税法施行令第64条）
企業経営サポートシリーズ アクサの「保障重視」の定期保険 ピュアライフ [無解約払いもどし金型定期保険]	役員および従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。 ●事業主の万一のときの保障、および、従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。 ●解約時払いもどし金がないため、割安な保険料で一定期間の死亡保障を準備できます。 ●所定の条件を満たせば、健康状態にかかわらず、保障が一生継続無配当終身保険に加入し直すことができます。	●法人が役員・従業員のために負担した保険料は、一定の要件のもとに全額損金に算入できます。（法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2） ●個人事業主が従業員のために負担した保険料は、一定の要件のもとに全額必要経費に算入できます。（昭和47年2月14日付直審3-8）
アクサの「一生保障」の医療保険 スマート・ケア [医療治療保険（無解約払いもどし金型）Ⅲ型]	福利厚生の充実とその財源確保に役立ちます。 ●福利厚生の充実とその財源確保に役立ちます。 ●日帰り入院から一時金を受け取れる一生の医療保険です。 ●3大疾病保険料払込免除特則を付加すると、ガン、急性心筋梗塞、脳卒中で所定の状態になった場合は、その後の保険料のお払込みは不要です。 ※上皮内ガンは除きます。また、乳ガンについては、保障の開始（責任開始日）から90日以内に診断確定された場合はお払込みを免除しません。	●法人が役員・従業員のために負担した保険料は、一定の要件のもとに全額損金に算入できます。（法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2）
アクサの「治療保障」のがん保険 マイ・セラピー [ガン治療保険（無解約払いもどし金型）]	役員・従業員の福利厚生制度の財源確保にご活用いただけます。 ●役員・従業員の福利厚生制度の財源確保にご活用いただけます。 ●変化するガン治療に対応。「ガンを治すこと」をしっかり保障します。 ●ガン・上皮内新生物一時金特約を付加すると、ガン診断確定時にまとまった一時金を受け取ることができます。（経営を安定させるための資金として活用できます。） ※この特約には90日間の待ち期間があります。ご契約から90日間は保障されません。	●法人が役員・従業員のために負担した保険料は、一定の要件のもとに全額損金に算入できます。（法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2）

- ご契約の内容の変更や保険料の経理処理の取り扱いには所定の要件があります。
- このご案内は各制度／保険商品の特長を記載しています。ご検討の際には、保険商品の引受保険会社であるアクサ生命の「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 保険料の経理処理は2021年1月現在の税制にもとづいております。今後税制が変更される可能性もありますのでご注意ください。また、個別の取り扱いなどについては、所轄の税務署などにご確認ください。
- 支払保険料を損金算入しても、給付金等は受取時に益金に算入されるため、課税の繰り延べに過ぎません。よって、原則、税軽減効果はありません。保険金・解約時払いもどし金等のお受け取りの際には法人税等が課税されます。
- 生命共済制度・特定退職金共済制度・経営者年金共済制度の引受保険会社および引受割合など詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

[お問合せ先]

長野商工会議所

〒380-0904 長野県長野市七瀬中町276番地 TEL 026-227-2428

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 長野営業所

〒380-0823 長野県長野市南千歳2-12-1 長野セントラルビル4F TEL 026-223-8005

[生命保険引受保険会社]

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777 (代表)